

「通信・放送の総合的な法体系に関する研究会」 第14回会合 ヒアリング資料

 SoftBank BB

 SoftBank

 SoftBank Telecom

2007年8月27日

 SoftBank

通信・放送融合の考え方

通信・放送融合により、利用者の自由度が拡大する

1. ロケーション・フリー [伝送路の融合]
2. タイム・フリー [サービスの融合]
3. デバイス・フリー [端末の融合]
4. サプライヤ・フリー [事業者・事業体の融合]



利用者の望むペース、技術進展のペースにあわせて、
通信・放送の融合が進展していくか？

通信・放送融合サービスの事例

1. ロケーション・フリー [伝送路の融合]



2. タイム・フリー [サービスの融合]



通信・放送融合サービスの事例

3. デバイス・フリー [端末の融合]



4. サプライヤ・フリー [事業者・事業体の融合]



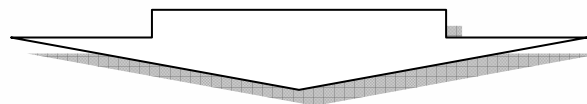
現状は、通信／放送という、2つの区分に分けて整理

1. 伝送路

- － 有線 : 通信／放送は個別に許可が必要
- － 無線 : 同一周波数帯の通信・放送共用不可

2. 通信・放送融合サービス

- － BBTVのような、通信サービスによる放送
: 電気通信役務利用放送法を整備して対応

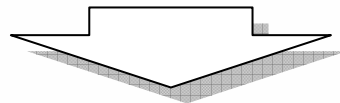


**通信・放送融合サービスは、現行法制下でも実現可能だが、
早期実現は困難、個々の案件ごとに課題あり。**

通信・放送の融合という観点で、法体系を比較

通信・放送の2区分

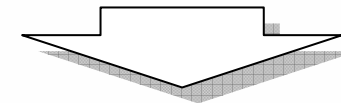
- 通信・放送個別の体系
- 融合サービスは、対応する法がなければ、早期実現困難
- 新規融合サービスに対応する方がない場合、パッチワーク的に整備



今後拡大する通信・放送融合サービスへの対応が**困難**

レイヤー型

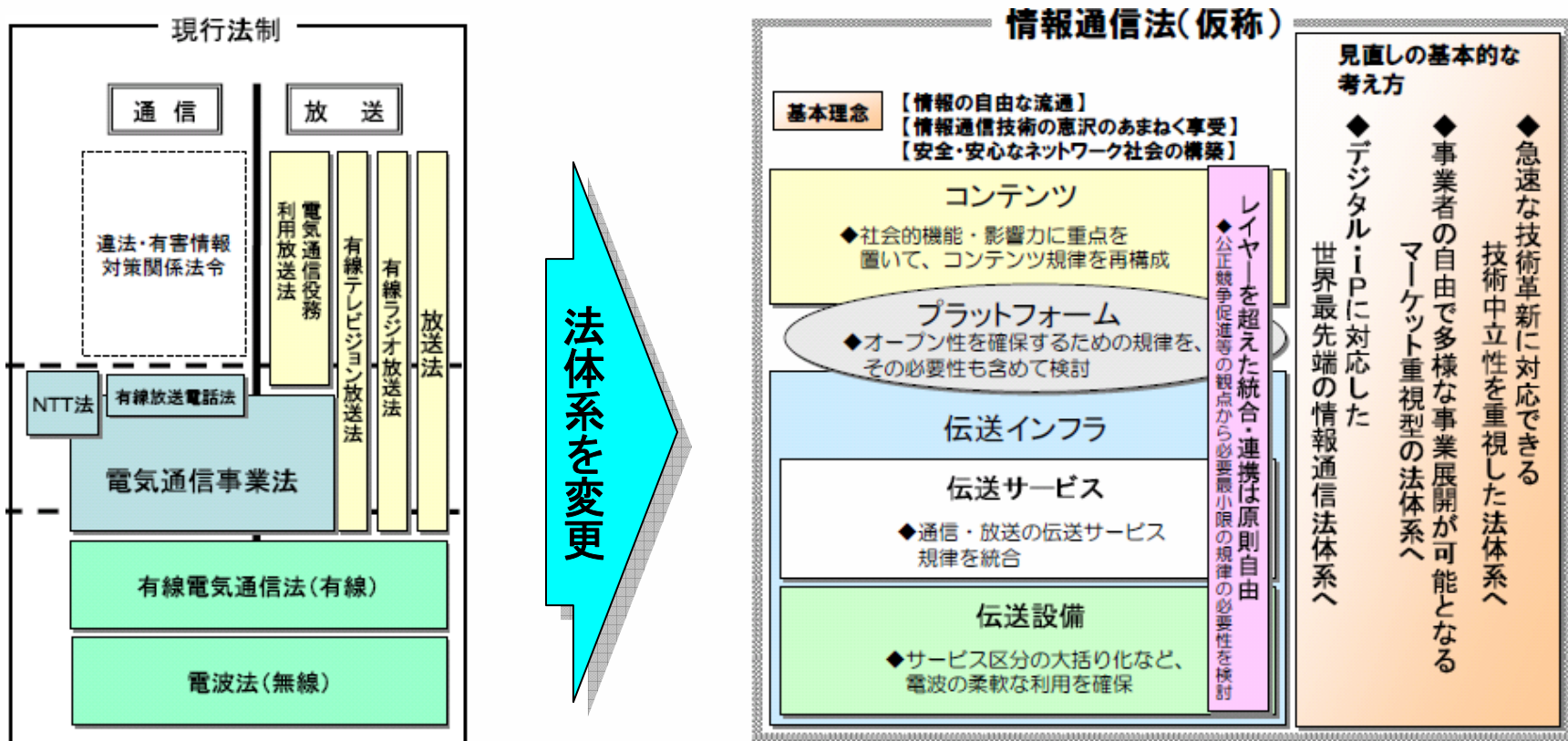
- 通信・放送融合を前提
- 各種新融合サービスへの早期対処可能
- 設備レイヤー整備することで、より技術中立的
- サービスレイヤー整備することで、より競争中立的



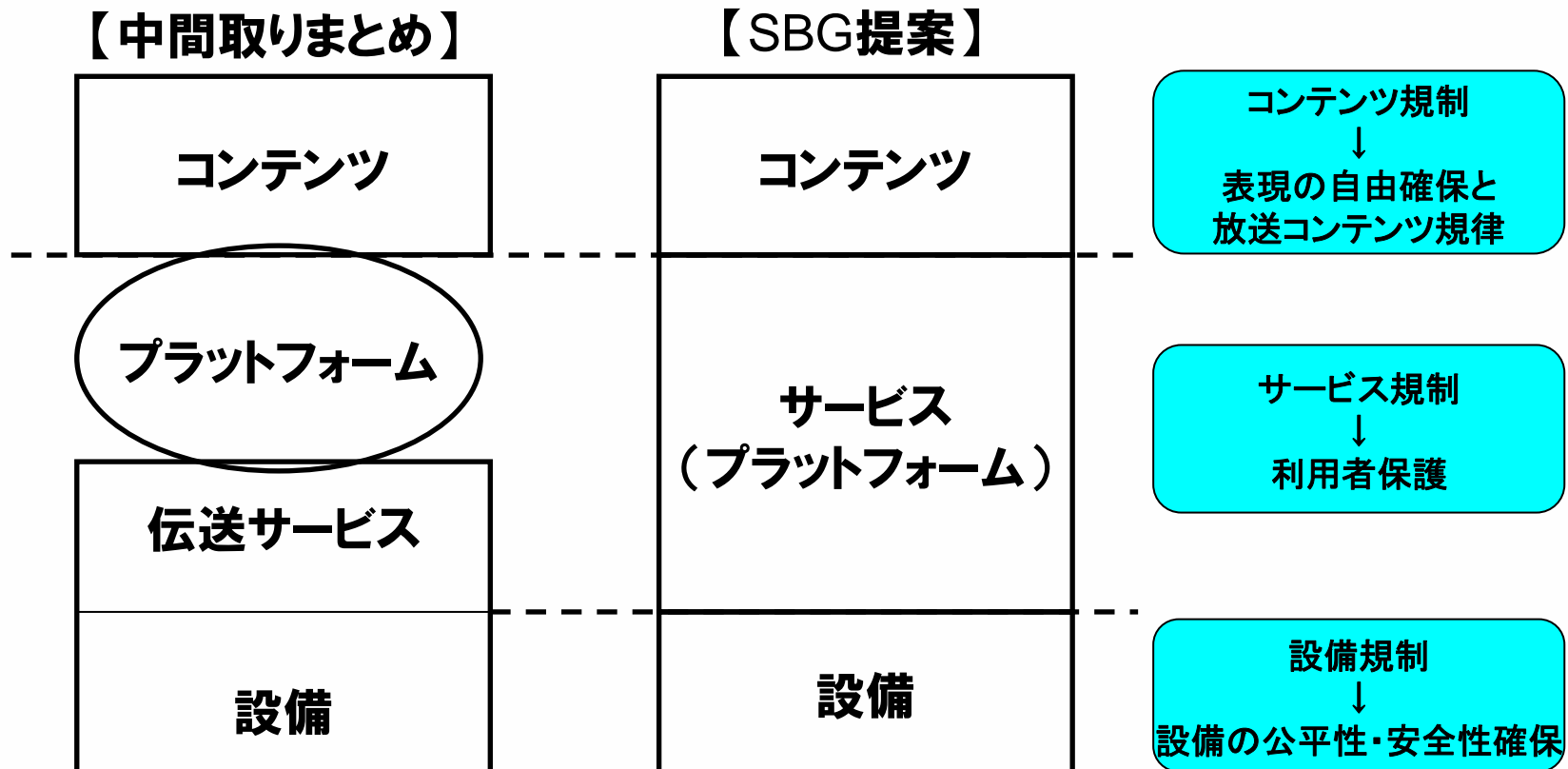
今後拡大する通信・放送融合サービスへの対応が**容易**

通信・放送融合法体系 の考え方

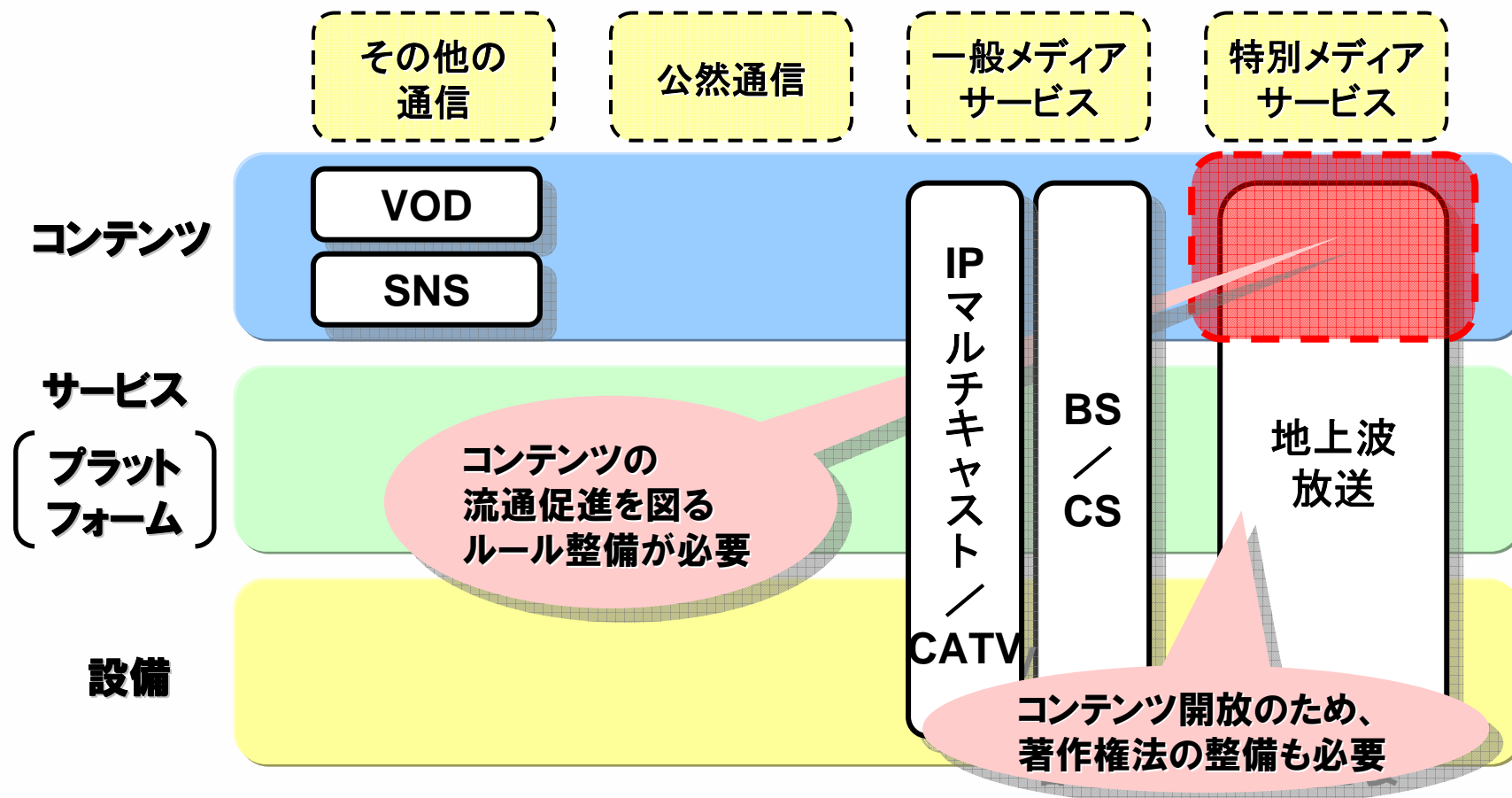
- 通信・放送融合は、現行法制下でも実現しているが、新たな技術、サービスに応じて法整備を行ってきたことで、法体系が複雑化。
- 単なる法体系の変更(タテからヨコ)ではなく、事業運営を容易にするためのルール整備を実施することにより、通信・放送融合を進展させることが必要。



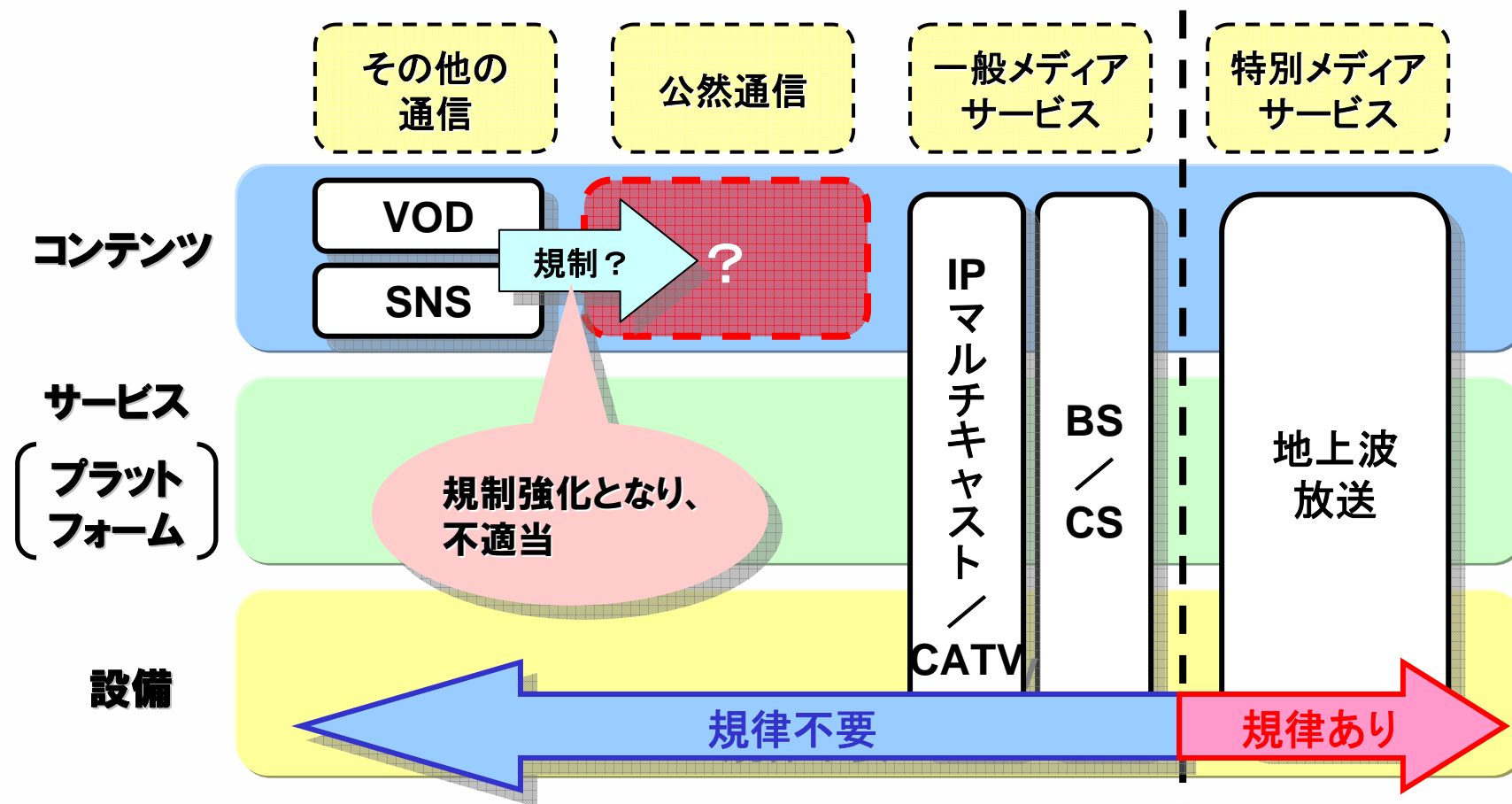
- 中間取りまとめにおけるレイヤーの考え方には、継続検討の余地あり。
 - プラットフォームは定義がなく、対象が不明確、かつ現状規制がない
- コンテンツ／サービス／設備というレイヤー構造の方が、より適当。
 - レイヤー構造とルール整備すべき事項との関係が明確
(例：サービス規制 → 利用者保護)
 - 現在の規制は、設備単位での開放を規定（指定電気通信設備制度）



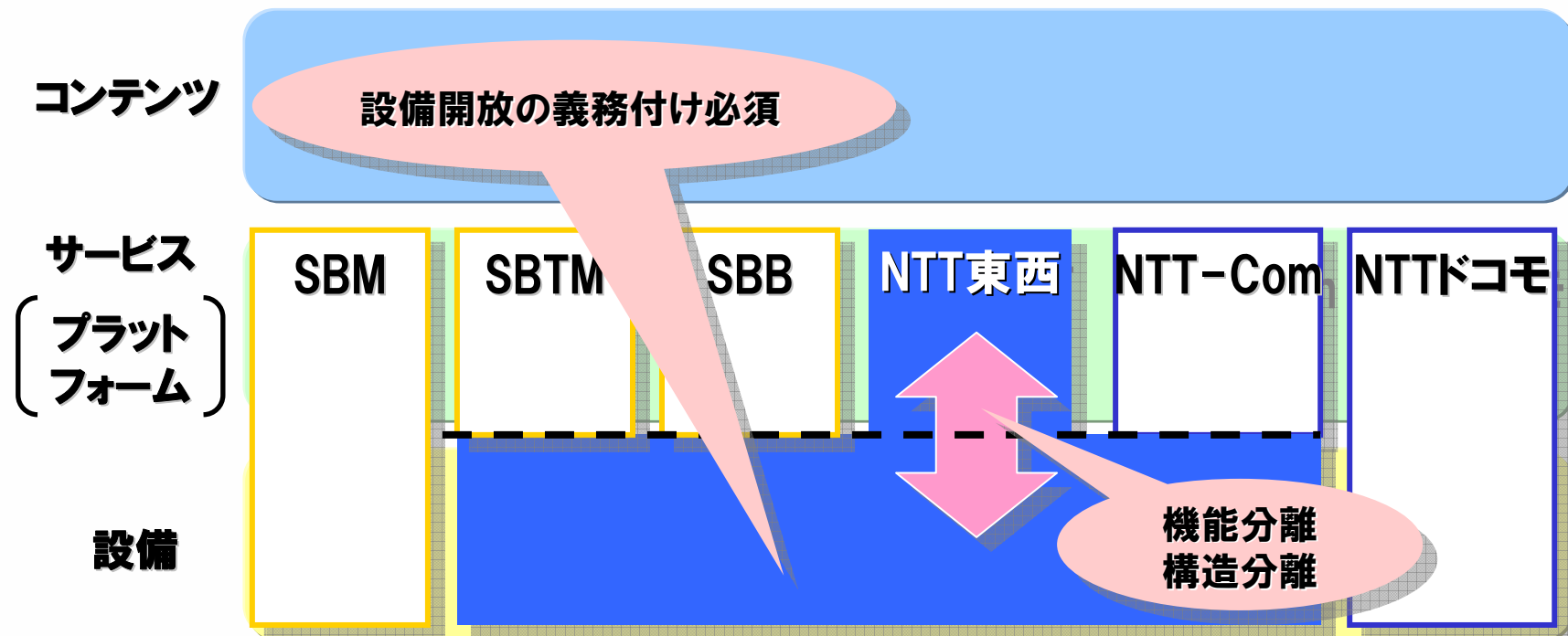
- 「特別メディアサービス」は、基幹放送として特別な社会的役割を担うものとして、コンテンツ利用のボトルネックを解消し、コンテンツの流通促進を図るためのルール整備が必要。
- あわせて、著作権法など、関連規定の整理が必要。



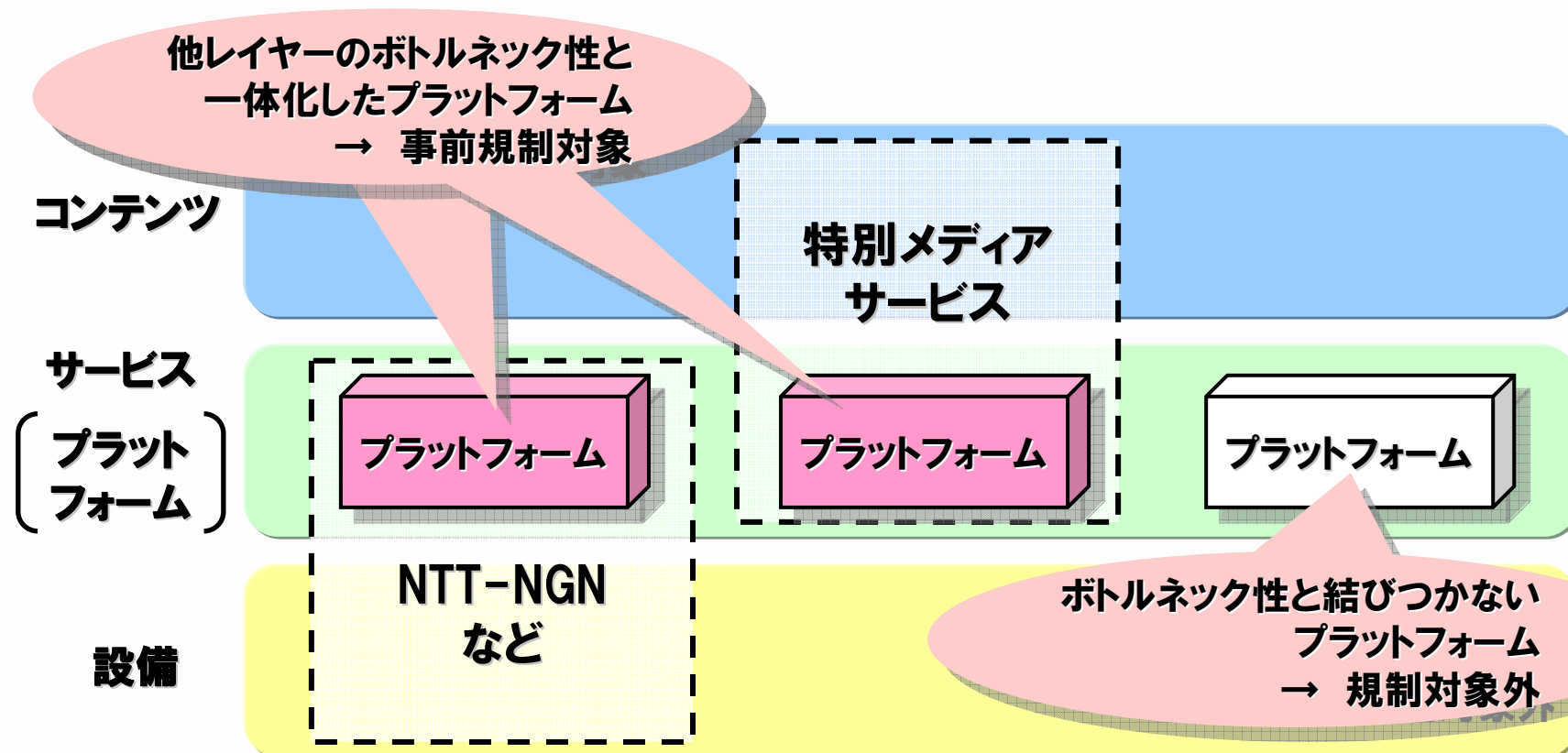
- 「特別メディアサービス」以外のコンテンツについては、原則ルール整備不要。
 - インターネット上のコンテンツ（VOD、SNS等）については現状規制はなく、公然通信とした場合に、新たなコンテンツ規律の対象とすることは不適當。
 - 新聞、雑誌などのコンテンツは自主規制のみ。
 - 海外からのコンテンツ流入については、国内の規律は機能しない。



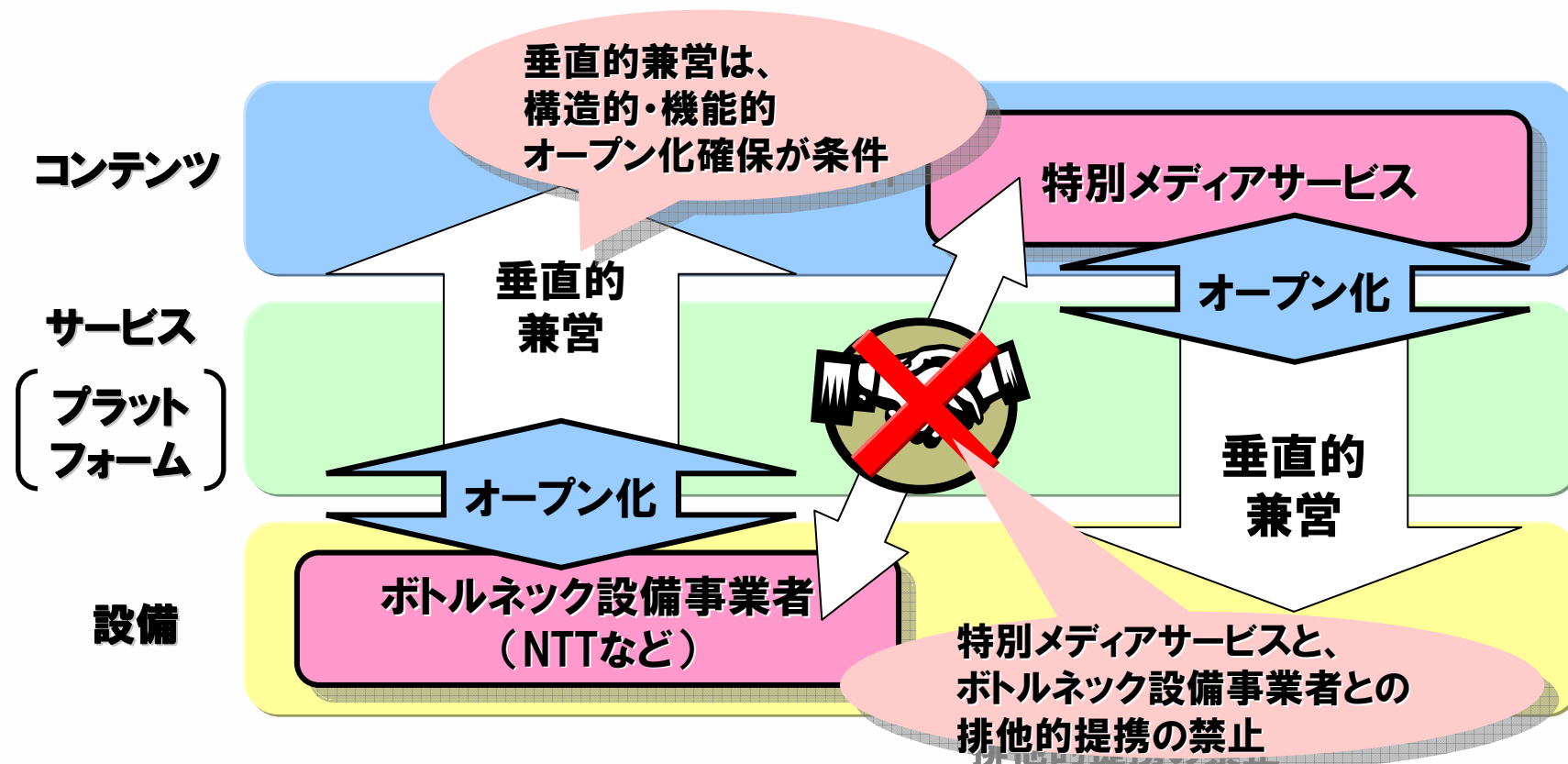
- 設備レイヤーにおいて、加入者回線のボトルネック性を有するNTTについては、現状と同等以上の規制水準を維持し、設備開放を義務付けることが不可欠。
- IP化の進展により、アクセス回線の重要性が増していくため、アクセス回線網の開放が必須。
 - 光ファイバ回線の、1分岐回線単位での接続
 - NTTにおけるアクセス回線網の機能分離・構造分離



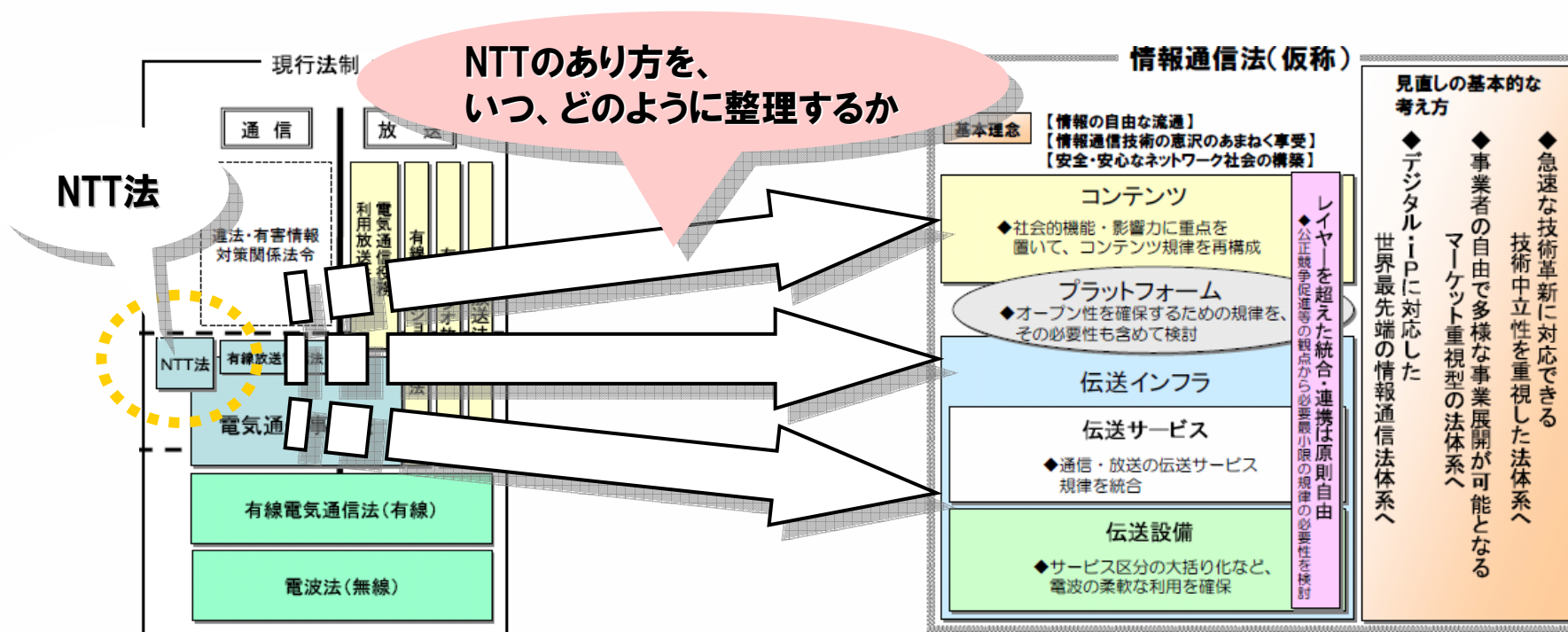
- プラットフォームは、以下により原則自由とすべき。
 - プラットフォームの定義が不明確
 - 現状、プラットフォームに係る規制が存在しない
 - 新規性のあるプラットフォームを規制することへの懸念など
- ただし、他のレイヤーのボトルネック性と結びついて市場支配力を有するプラットフォームについてはオープン化を図ることが必要。
それ以外の場合は、独占禁止法により事後的に対処することが適当。



- ボトルネック性を有する事業者を除き、レイヤーを超えた提携・連携は原則自由。
 - 十分なオープン化が確保されている場合のみ、垂直的兼営を認める
- コンテンツレイヤー及び設備レイヤーにおいてボトルネック性を有する事業者間の連携は禁止すべき。
 - 特別メディアサービス事業者とボトルネック設備事業者（NTTなど）との排他的提携の禁止



- 融合法制への移行の過程で、NTT法の在り方＝NTT組織問題について議論／整理することが必要。
- 融合法制は、2010年国会提出／2011年施行を予定していることから、2010年以降とされているNTT組織問題の議論を前倒しすることが必要。
- NTT組織問題を論じる上では、レイヤー構造への移行を踏まえ、設備レイヤーの機能分離・構造分離について検討することが適当。



- 通信・放送融合の進展は、利用者の自由度を拡大し、利用者利便をもたらす。しかしながら、現法制下では、新たな通信・放送融合サービス提供を阻害する可能性がある。
- 現行の「縦割構造の規制体系」から「レイヤー型規制体系」に移行に際しては、規制強化とならないルール整備、著作権法等の関連ルール整備を実施し、より事業運営が容易になることが必要。
- ただし、個々のレイヤーにおいてボトルネックを持つ事業者については、公正競争確保のため非対称規制を含むルール整備を実施し、通信・放送市場全体の公正競争促進を実現することが必要。